

公益社団法人大日本山林会役員報酬等規程

(総則)

第1条 本規程は、定款第28条の規定に基づき、常勤役員に対する報酬等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 常勤役員の報酬月額は次の各号に掲げる役員に対し、それぞれの当該各号に定める額を上限として、理事会の議決を経て会長が定める。

- | | |
|---------------|------|
| (1) 会長 | 58万円 |
| (2) 副会長 (1名) | 58万円 |
| (3) 常務理事 (1名) | 52万円 |

(通勤手当)

第3条 通勤手当については、「公益社団法人大日本山林会旅費・交通費支給内規」による。

(支給)

第4条 第2条に定める報酬の支給日、支給方法等に関する詳細は、「公益社団法人大日本山林会職員給与規程」による。

(退職金)

第5条 常勤役員に対する退職手当については、「公益社団法人大日本山林会退職金支給基準」による。

(改正)

第6条 この規程は、必要と認めた場合、総会の決議により改正することができる。

(補則)

第7条 この規程の実施に必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益社団法人大日本山林会の設立登記の日（平成22年10月1日）から施行する。